

久留米市公告第 20 号

久留米市市民センター収納金等警備輸送業務委託について、下記のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び久留米市契約事務規則（昭和 50 年久留米市規則第 9 号）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 6 年 1 月 30 日

久留米市長 原口 新五

1. 入札に付する事項

(1) 業務名

久留米市市民センター収納金等警備輸送業務委託

(2) 履行場所

久留米市市民センター（耳納市民センター、千歳市民センター、高牟礼市民センター、上津市民センター、筑邦市民センター）及び市が指定する金融機関（福岡銀行久留米営業部）

(3) 業務内容

別紙「久留米市市民センター収納金等警備輸送業務委託仕様書」による

(4) 業務期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(5) 入札書比較価格

5,977,800 円（税抜）

(6) 支払条件

前金払、部分払い等 無

2. 入札に参加する者に必要な資格

(1) 資格審査方法

事前審査

(2) 参加資格

入札参加できる者は、競争入札参加資格審査申請書の提出締切日において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- ② 久留米市指名停止等措置要綱（平成 6 年久留米市庁達第 6 号）による指名停止措置を受けていないこと。

- ③ 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条の規定による認定を受け、同法第 2 条第 1 項第 3 号の警備業務に係る警備業を営む者であること。
- ④ 福岡県内において久留米市市民センター収納金等警備輸送業務を行うことができる本店、支店または営業所を有しており、突発的に生じた事態に対し、直ちに対応できる体制が整っていること。
- ⑤ 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- ⑥ 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
 ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
 イ アを除く福岡県内 県税
- ⑦ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑧ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

3. 契約条項を示す場所

久留米市 市民文化部 高牟礼市民センター（久留米市御井町 2 2 5 9 番地 3）

4. 入札参加資格の確認

（1）提出書類

入札参加を希望する者は、以下の①～⑧に掲げる提出書類を全て提出すること。なお、⑥、⑧は提出締切日から遡って 3 か月以内に発行されたものに限る。また、久留米市競争入札参加資格有資格者名簿の登録者の場合、⑤、⑥、⑧は不要とする。

- ① 競争入札参加資格審査申請書（第 1 号様式）
- ② 使用印鑑届（第 2 号様式）
- ③ 委任状（第 8 号様式） ※入札に代理人を定める場合
- ④ 参加資格調書（第 3 号様式）
- ⑤ 役員等調書及び照会承諾書（第 4 号様式）
- ⑥ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）
- ⑦ 警備業の認定書の写し
- ⑧ 納税（滞納なし）証明書

入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在区分及び法人・個人別に従って提出すること。入札等権限を委任する場合、受任者の営業所の所在地で考えること。

所在地区分		税区分	税目	納税等証明書	
				法人	個人
市内	市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）	国税に未納がない証明（納税証明書その3の2）
	市外 (県内)	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
		久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
	久留米国保	国民健康保険	—		

(2) 提出期限及び注意事項

令和6年2月9日（金）17時15分必着（期限厳守）

- ① 「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかでの郵送または持参すること。
- ② 封筒の表面に「久留米市市民センター収納金等警備輸送業務委託 入札参加資格確認申請書在中」と赤字で記載すること。
- ③ 期限までに提出がなかった場合は、「久留米市市民センター収納金等警備輸送業務委託」に関する条件付一般競争入札への参加が出来ないものとする。なお、未達・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず、本市は書類の受付は行わない。

(3) 提出先（宛先）

「12. 問い合わせ先」を参照

(4) 入札参加資格確認通知

入札参加資格審査申請書を提出した者には、資格審査を行った後、令和6年2月19日（月）までに文書にて通知を発送する。なお、審査結果に係る問合せ等は、一切受け付けない。

5. 入札方法

入札参加資格確認通知で入札参加資格が有るとされた者のみ、以下のとおり郵送により、入札に参加すること。（入札参加資格なしとされた者及び期限までに、4.（1）の提出書類を提出しなかった者は、入札に参加できない。）

(1) 提出書類（※久留米市ホームページよりダウンロードすること。）

- ① 入札書（第7号様式）

(2) 提出期限

令和6年2月26日（月）17時15分必着（期限厳守）

(3) 提出先（宛先）

「12. 問い合わせ先」を参照

(4) 郵送方法

- ①封筒表面に、「入札書在中」と朱書きして、業務名及び宛先を記入し、裏面に、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。
- ② 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。持参不可。

(5) 入札に関する注意事項

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

6. 開札

(1) 日時

令和6年2月28日（水）10時00分

(2) 場所

久留米市 市民文化部 高牟礼市民センター会議室

(3) 立会

入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係のない市の職員を立ち合わせるものとする。

(4) 落札者の決定方法

入札書比較価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

(5) 落札結果の通知

開札後、令和6年2月28日（水）中に、入札に参加したすべての事業者へ電話にて連絡を行うとともに、市ホームページにて公表する。

(6) 入札辞退

入札参加資格確認申請書を提出後に、入札を辞退する者は、入札執行前までに「入札辞退届」（第6号様式）にて届け出なければならない。

7. 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

久留米市契約事務規則第7条第3号により免除とする。

(2) 契約保証金

落札者は、契約までに、契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則第105条（平成11年久留米市規則第8号）に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、久留米市契約事務規則第27条に該当する場合は免除する。

8. 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき
- イ 入札金額が入札書比較価格を超えるとき
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

9. その他入札に関し必要な事項

(1) 仕様書等の入手場所

久留米市ホームページからダウンロード (<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/index.html>)
ページ名:「久留米市市民センター収納金等警備輸送業務委託に関する条件付一般競争入札の実施について」

(2) 仕様書の内容に関する質問の受付期間、受付方法及び回答方法

① 受付期間

公告日から令和6年2月2日(金)17時15分まで

② 受付方法

ホームページよりダウンロードした「質問書」(第5号様式)を、下記メールアドレス又はFAX番号宛てに送付し、事務局へ電話にて着信を確認すること。

なお、電話又は口頭による質問は受け付けない。

③ 回答方法

令和6年2月5日(月)までに、市ホームページにて公表する。

(3) 契約締結日

落札した者は、令和6年3月1日(金)までに契約締結の手続きを行うこと。

10. 経費及び遵守すべき事項

- ① 提出資料作成並びに提出に要する費用はすべて申請者の負担とする。
- ② 提出資料に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- ③ 提出資料は返却しない。
- ④ 提出資料は、公平性、透明性、客観性を期すため「久留米市情報公開条例」等の関連規定に基づき公表することがある。
- ⑤ 提出資料の内容について、本市より問い合わせを行う場合がある。
- ⑥ 提出資料作成のために久留米市から受領した資料等は、久留米市の了解なく公表又は使用することはできない。

1 1. その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 応札が1者であった場合においても、その入札は有効とする。
- (5) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (6) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (7) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。

1 2. 問い合わせ先（事務局）

〒839-0851

久留米市御井町2259番地3

久留米市 市民文化部 高牟礼市民センター 下津浦、馬渡

電話：0942-45-0099

FAX：0942-41-1107

E-mail：takamure@city.kurume.lg.jp